

平成 22 年度環境モニタリング計画（案）について

1 水質モニタリング計画（案）

(1) 平成 22 年度水質モニタリング計画（案）

①調査地点

別図 1 及び別図 2 のとおり

②調査回数及び調査項目

別表（平成 22 年度水質モニタリング計画表（案）） のとおり

(2) 平成 21 年度計画との変更点（計画案の詳細）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目の追加が告示（平成 21 年 1 月 30 日）されたことにより、地下水については、1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーを追加し、シス-1,2-ジクロロエチレンを 1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の合計）として調査を行う。表流水については、1,4-ジオキサンを追加して調査を行う。調査回数については、各地点における揮発性有機化合物の調査と同じ回数とする。

また、平成 21 年までの調査結果を踏まえ、揮発性有機化合物については検出されていないこと、重金属においては環境基準を超えたのは土壌が混入したことによると判断されたことから、一部の地点を除きこれらの調査回数を年 4 回に見直しすることとする。ダイオキシン類については、これまでの測定結果が十分低くほぼ定量下限未満である地点において年 2 回とする。

なお、汚染の指標となる塩化物イオンや電気伝導率、pH、また塩化物イオンや電気伝導率とあまり相関のみられないほう素については昨年度と同様の回数で調査を行う。

調査地点		変更項目	調査回数	変更の理由
全般	地下水	項目追加 ・1,4-ジオキサン ・塩化ビニルモノマー 項目変更 ・シス-1,2-ジクロロエチレン→1,2-ジクロロエチレン	各地点の揮発性有機化合物調査の回数	環境基準の追加による。
	表流水	項目追加 ・1,4-ジオキサン		

周辺河川・湧水等	ア-11 (水質Dため池) ア-14 (水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中))	鉛、砒素	6→4	これまでの検出状況(ほとんど検出されず、検出されてもその値は低いこと)による。
	ア-13 (水質②湧水・牧草地) ア-17(放流水支川)	鉛、砒素	6→4 (ア-13) 12→4 (ア-17)	これまでの検出状況(ほとんど検出されず、検出されてもその値は低いこと)による。
		揮発性有機化合物 (1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 ベンゼン)	6→4	場内で検出されている項目について年6回調査してきたが、今まで検出されていないことによる。
	ア-22 (熊原川(飯豊橋))	鉛、砒素	6→4	これまでの検出状況(ほとんど検出されず、検出されてもその値は低いこと)による。
揮発性有機化合物		6→4	今まで検出されていないことによる。	
周辺地下水	ア-6 (ラグーン脇No8井戸)	鉛、砒素	6→4	18年度以降は検出されてもろ液からの検出はなく、今まで環境基準を超えたのは土壌が混入したためであることによる。
	ア-9(場内西側斜面No.15井戸) ア-10(中央谷下流斜面)	鉛、砒素	12→4	遮水壁工事の影響を把握するために回数を増やした地点であるが、遮水壁が完成し3年半経過し、今まで環境基準を超えたのは土壌が混入したためであることによる。
		揮発性有機化合物 (1,2-ジクロロエタン、 1,1-ジクロロエチレン、 シス-1,2-ジクロロエチレン、 ジクロロメタン、 テトラクロロエチレン、 ベンゼン)	6→4	場内で検出されている項目について年6回調査してきたが、今まで検出されていないことによる。
	ア-23 (南側県境地下水)	鉛、砒素	12→6	近年の検出状況による。
ア-31 (ラグーン上流西地下水)	鉛、砒素	6→4	(18年度以降の検出では、ろ液からの検出がないことから、過去においても土壌混入の可能性と考えられる)。	

湧水・地下水	ア-13 (水質②湧水・牧草地) ア-14 (水質⑥湧水・遠瀬水源(休止中)) ア-23 (南側県境地下水) ア-24 (南側牧草地下流地下水) ア-31 (ラグーン上流西地下水)	ダイオキシン類	4→2	これまでの調査から環境基準に比べて極めて低く、ほぼ定量下限未満であることによる。
遮水壁内地下水	ア-25-2 (県境-6)	揮発性有機化合物 (トルエン、キシレン、エチルベンゼン含む)	6→4	岩手県側の遮水壁がない場所であるが、これまでの検出状況をふまえて回数を減らす。

2 有害大気汚染物質モニタリング計画(案)

調査地点※	調査回数	調査項目
県境境界 (A-1a) 敷地南側 (A-1b) 敷地西側 (A-1c)	4回/年	ベンゼン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン

※ 調査地点は別図3のとおり

3 大気汚染物質モニタリング計画(案)

微小粒子状物質に係る環境基準が告示(平成21年9月9日)されたことにより、項目を追加する。微小粒子状物質は健康影響が懸念される物質であり、発生源としてディーゼル排ガス等が考えられていることから、県境産廃運搬車両の周辺への影響調査が目的である大気汚染物質モニタリングに追加することとした。

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2)	4回/年 (各回連続1週間)	窒素酸化物、浮遊粒子状物質、 微小粒子状物質(追加) 、 風向、風速、気温、湿度

※ 調査地点は別図4のとおり

4 騒音振動モニタリング計画 (案)

関地区 (A-3) においては、県境車両が通らない地域であり上郷地区(A-2)・田子地区(A-4)のバックグラウンドとして調査を行ってきたが、データが十分蓄積されたため調査を廃止することとする。

調査地点※	調査回数	調査項目
上郷地区 (A-2) 田子地区 (A-4)	4回/年	騒音音圧レベル 振動加速度レベル (鉛直方向) 自動車交通量
関地区 (A-3)	4回/年→廃止	

※ 調査地点は別図4のとおり

